

久御山町指定管理者制度の 運用に関する指針

平成 17 年 6 月策定
平成 29 年 3 月改訂
令和 4 年 7 月改訂

久御山町

目 次

はじめに	1
1 指定管理者制度とは	
(1) 制度の目的	2
(2) 制度の概要	2
(3) 平成15年改正時の経過措置	3
(4) 条例の制定	3
(5) 指定の方法	3
(6) 公の施設の設置状況	3
(7) 指定管理者制度の導入状況	4
2 制度活用の基本的な考え方	
(1) 指定管理者制度の積極的な活用	5
(2) 直営施設と新規開設施設	6
(3) 指定期間	6
(4) 利用料金制度への対応	6
(5) 条例整備	7
(6) モニタリングの実施	7
3 指定手続きの流れ	
(1) 募集	9
(2) 申請	9
(3) 選定	9
(4) 選定結果	10
(5) 議会の議決	10
(6) 指定	10
(7) 協定の締結	10
4 事業報告・モニタリング等	11
(参考) 関係法令	13

はじめに

公の施設については、平成 15 年度に指定管理者制度が創設され、それまでの管理委託制度から民間事業者を含めた多様な管理運営主体の選定が可能になりました。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。本町でも、平成 18 年 4 月からこれまで、公の施設において指定管理者制度の活用を図り、住民サービスの向上と経費の節減などに努めてきました。

一方、本制度の導入から 10 年が経ち、町においては新たな施設も整備される中で、より一層充実した住民サービスを図っていくためには、本制度のさらなる適正かつ適切な運用が求められます。そこで、あらためて指定管理者の選定や管理運営における公正性、透明性の確保について整理し、公の施設のさらなる効率的・効果的な管理・運営を図ります。

平成 29 年 3 月

<参考> 平成 17 年 6 月指針

平成 15 年 9 月に地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号。以下「改正法」という。）が施行され、公の施設の管理については、これまでの管理委託制度にかわり指定管理者制度が創設されたところである。

しかしながら、指定管理者制度の導入に際しては、本町でもさまざまな課題が想定されるため、ここに指針を定め、円滑な対応を図るものである。

平成 17 年 6 月

1 指定管理者制度とは

(1) 制度の目的

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため設けられた制度です。

<参考> 地方自治法

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

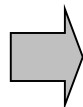
(2) 制度の概要

指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理（施設の使用許可を含む。）を行わせるものです。

指定管理者の要件は、「法人その他の団体」とされており、個人を指定管理者として指定することはできません。ただし、一定の団体であれば法人格はかならずしも必要ではありません。その対象は民間事業者等が幅広く含まれます。

管理委託制度(平成 15 年改正前)

- ① 管理受託者(以下の者に限定)
 - ・ 地方公共団体が 1/2 以上出資している法人等
 - ・ 公共団体(土地改良区等)
 - ・ 公共的団体(農協、自治会等)
- ② 管理の内容
 - ・ 地方公共団体の管理権限の下で、委託された管理業務を執行
 - ・ 施設の管理権限は地方公共団体が保有
 - ・ 管理受託者による使用許可は不可



指定管理者制度(平成 15 年改正後)

- ① 指定管理者(特段の制限なし)
 - ・ 法人その他の団体を地方公共団体が条例に定める指定の手続き、議会の議決を経て、期間を定めて指定
- ② 管理の内容
 - ・ 条例に規定された管理・業務の範囲における管理の代行
 - ・ 施設の管理権限を指定管理者に保有させることができる。
 - ・ 指定管理者による使用許可が可能

(3) 平成15年改正時の経過措置

改正法の施行の際、現に公共団体等に管理を委託している公の施設については、改正法の施行日（平成15年9月2日）から起算して3年間の経過措置がとられており、遅くとも平成18年9月1日までに指定管理者制度に移行する必要があるとされました。

本町では、中央公民館をはじめとした文化・スポーツ関連施設について、平成18年4月に指定管理者制度に移行しました。

(4) 条例の制定

指定管理者制度の実施にあたっては、次の事項について条例で定めることが必要です。（地方自治法第244条の2第4項）

- ① 指定の手續（申請方法、選定基準、事業計画の提出など）
- ② 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件など）
- ③ 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可など）

(5) 指定の方法

上記条例に基づき、期間を定め議会の議決を経て、個々の指定管理者を指定することが必要です。（地方自治法第244条の2第5項・第6項）

(6) 公の施設の設置状況

所管部	区分	施設の名称
民生部	直営	老人福祉センター荒見苑、保健センター、 地域福祉センター（※社会福祉協議会は覚書による使用）、 子育て支援センターあいあいホール（H20.4設置）、 幼稚園、保育所（分園含む）
	指定管理者	健康センターいきいきホール
事業環境部	直営	公共下水道、水道用水供給施設、 まちの駅クロスピアくみやま（H22.4設置）
都市整備部	直営	中央公園、道路、河川、都市下水路
	指定管理者	中央公園野球場、中央公園庭球場、 木津川河川敷運動広場
教育委員会	直営	図書館、中学校、小学校、仲よし学級、 旧山田家住宅（H25.8寄附・H29.4設置）
	指定管理者	中央公民館（令和2年9月閉館）、 総合体育館、町民プール、 ふれあい交流館ゆうホール、町民プール庭球場

(7) 指定管理者制度の導入状況

施 設	指定期間	指定管理者
中央公民館、総合体育館、町民プール、ふれあい交流館ゆうホール、町民プール庭球場、中央公園野球場、中央公園庭球場、木津川河川敷運動広場	平成 18 年 4 月 ～平成 22 年 3 月（4 年）	(公財)久御山町文化・スポーツ事業団
	平成 22 年 4 月 ～平成 26 年 3 月（4 年）	(公財)久御山町文化・スポーツ事業団 ※公募 1 者
	平成 26 年 4 月 ～平成 31 年 3 月（5 年）	(公財)久御山町文化・スポーツ事業団 ※継続指定
	平成 31 年 4 月 ～令和 6 年 3 月（5 年）	(公財)久御山町文化・スポーツ事業団 ※公募 2 者
健康センターいきいきホール	平成 21 年 4 月 ～平成 25 年 3 月（4 年）	(株)ナサンライツ・コーポレーション ※公募 3 者
	平成 25 年 4 月 ～平成 30 年 3 月（5 年）	(株)ナサンライツ・コーポレーション ※公募 3 者
	平成 30 年 4 月 ～令和 5 年 3 月（5 年）	(株)ナサンライツ・コーポレーション ※公募 1 者

2 制度活用の基本的な考え方

本町における公の施設の管理に対する指定管理者制度の活用については、以下の考え方により進めるものとする。

(1) 指定管理者制度の積極的な活用

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するための制度です。

指定管理者制度を導入する基準となる視点は次のとおりとし、これら視점에該当する又は効果が期待できる項目が多い施設については、積極的に制度活用を図ることとします。

指定管理者制度を導入する基準視点

- ① 民間事業者等に運営を任すことで、利用者のニーズにあった自主事業の実施、開館日や開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- ② 施設が提供するサービスの専門性、特殊性等（施設の設置目的）を勘案して、行政ではなく、民間事業者等による運営が可能である。
- ③ 同様・類似のサービスを提供する民間事業者等が存在する。
- ④ 税負担ではなく、使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。
- ⑤ 民間事業者等に運営を任すことでコスト削減（人件費など）が図れる可能性がある。
- ⑥ 利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。

<参考> 平成17年6月指針における制度移行前の委託施設に対する考え方

従来の管理委託制度により管理運営を委託している公の施設（ただし、直営とすると判断した施設は除く。）については、個別の施設ごとに次の2つの考え方を適用し、条例整備や指定管理者の指定等の諸準備を行い、平成18年4月から指定管理者制度に移行する。

- ① 民間企業のノウハウの導入により住民サービスの向上や施設の効率的かつ効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる民間企業等を広く公募のうえ選定することとする。
- ② 施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経緯及び組織体制の整備状況等をふまえ、現段階で公募による指定管理者の選定が困難と認められる施設については、第1回目の指定期間は、現行の管理受託者を指定管理者として選定し、次回の指定管理者の選定にあたっては、原則公募制に移行する。

(2) 直営施設と新規開設施設

現在直営の施設については、常に基準視点を確認し、制度活用の可能性を検討することとする。

新規に開設する公の施設については、計画段階から指定管理者制度の導入について検討を行い、原則として、開設にあわせて指定管理者制度を導入することとする。

(3) 指定期間

指定期間は、公募等により新規指定の場合は4年間、継続指定の場合は5年間の基本とする。なお、継続指定はモニタリング等の実施結果により行うものとし、新規指定を行った後、1期限りとする。

<参考> 「新規指定」と「継続指定」

「新規指定」とは、公募等により改めて指定管理者を選定し、指定すること。

「継続指定」とは、モニタリング等の実施結果により従前と同じところを非公募として引き続いて指定すること。新規指定を行った後、1期限りとする。

なお、久御山町指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条（公募）の適用については、ただし書（「～公募しなければならない。ただし、当該施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他合理的な理由があるときは、この限りでない。」）によるものとする。

(4) 利用料金制度への対応

指定管理者制度活用においては、あわせて利用料金制度を導入することにより指定管理者の自主的な経営努力が見込まれる施設については、当該制度の活用を図ることとする。

<参考> 「使用料」と「利用料金」の違い

利用者から徴収した料金は、「使用料」とした場合は自治体への歳入とし、「利用料金」は受託者が自らへの収入にできるという相違がある。

利用料金は、条例に基づき指定管理者が設定し、自治体の承認を受けなければならない。（法第244条の2第8号、第9号）

「使用料」と「利用料金」の制度比較

	使 用 料	利用料金
条例の記載	第〇条（使用料）	第〇条（利用料金）
料金設定	自治体	条例（上限設定）に基づき指定管理者
料金徴収	指定管理者	指定管理者
料金の収納先	自治体	指定管理者
備 考	指定管理者が努力しても収入は増えない	指定管理者が努力すれば収入が増える

(5) 条例整備

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例については、企画財政課で整理し、制度の活用に伴い必要となる施設ごとの条例、規則等の整備は、当該公の施設を管理する所管課で行うものとする。

(6) モニタリングの実施

モニタリングとは、指定管理者によるサービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手法であり、地方自治体の責任において、指定管理者により提供されるサービスの水準を監督する行為をいう。

具体的には、指定管理者が計画どおり適性に管理を行っているか等客観的な視点により評価を行ったり、施設利用者及び住民の声を施設運営やサービスの向上に反映させるもので、モニタリングを実施することで、公の施設の設置者としての責任を果たすとともに、次に掲げる目的の達成に努めることとする。

① 施設の設置目的の達成

指定管理者制度導入によって、サービス向上や経費節減の効果がどの程度あったか、また、管理運営上の課題・問題点等を検証することにより、今後の指定管理者制度（業務）に反映する仕組みを再構築し、公の施設の設置目的を達成すること。

② 透明性の確保

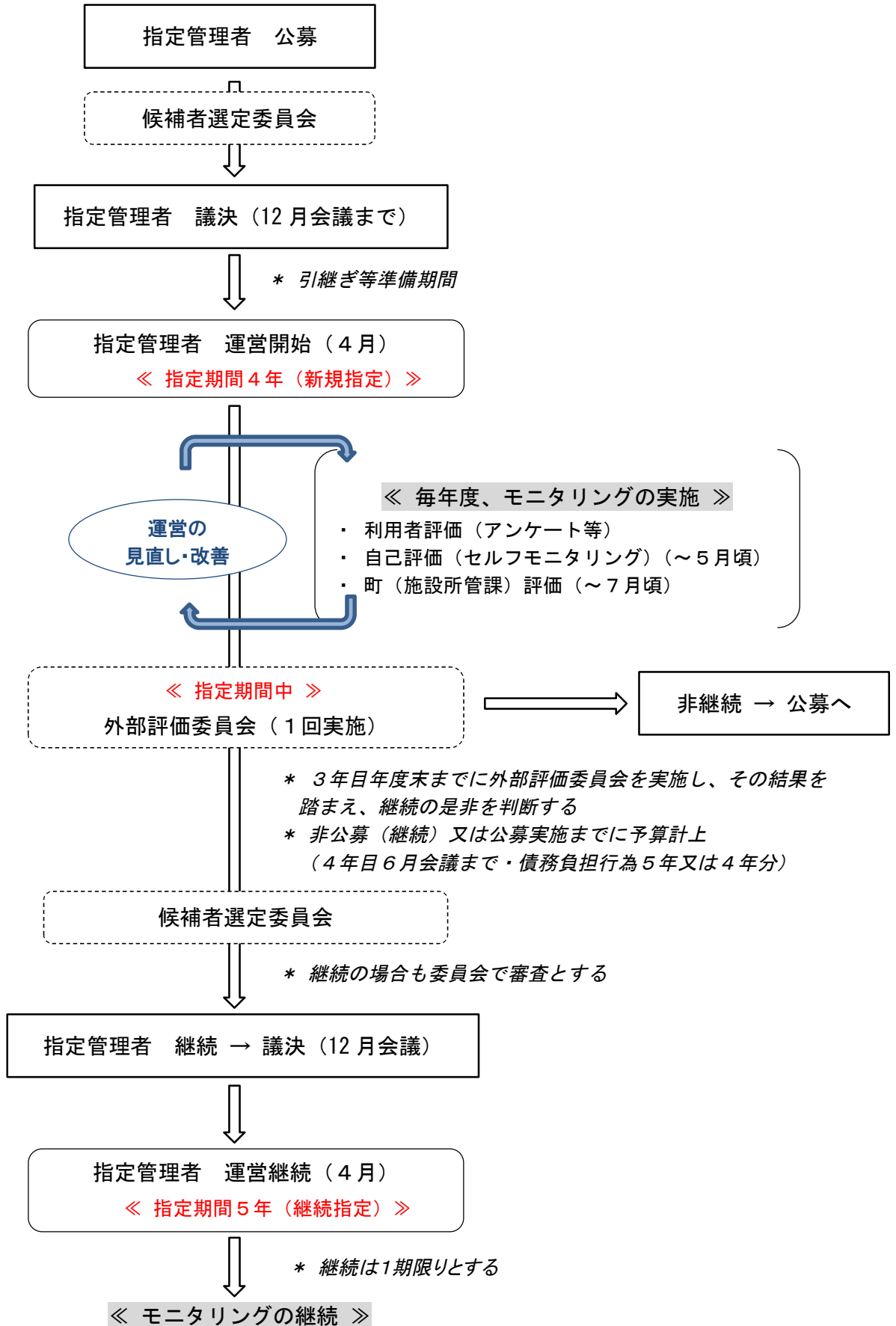
指定管理者制度導入によるサービス向上や経費節減効果のほか、公の施設の管理運営状況、指導監督状況及び指定管理者に対する評価を公表し、住民に対しその透明性を確保すること。

③ リスクの回避

指定管理者の過度な利益追求によるサービスの質の低下、指定管理者の経営悪化や倒産、又は採算に合わないといった理由による撤退等のリスクを回避するために、定期的なモニタリング等を実施して、公の施設の管理運営状況を把握するとともに、適切な指導監督を行うこと。

《 指定管理者制度 運用イメージ 》

* 公募実施までに予算計上（債務負担行為4年分）



3 指定手続きの流れ

(1) 募集

ア 募集の方法

指定管理者の募集は、原則として公募によるものとし、広報くみやま、町ホームページ等を活用することにより広く募集するものとする。

ただし、当該施設の管理上緊急に指定しなければならないときその他合理的な理由があるときは、この限りでない。（久御山町指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第10号。以下「条例」という。）第2条）

イ 募集要項の作成

公募する場合は、各施設ごとに業務内容をはじめ、実務上必要となる次の項目等について記載した募集要項を、各施設所管課において作成する。（条例第2条）

- ① 公の施設の概要
- ② 申請することができる法人その他の団体の資格
- ③ 申請を受け付ける期間
- ④ 申請に必要な書類
- ⑤ 指定管理者の候補者を選定する基準
- ⑥ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ⑦ 指定期間
- ⑧ その他町長等が必要と認める事項

ウ 事務取扱

募集に係る庶務は、公募を行う各施設所管課において処理する。

(2) 申請

ア 申請者は、法人その他の団体であって、かつ施設の目的や実態などに応じて定められた資格要件があれば、その要件を満たす者とする。

イ 申請者は、申請書に次の書類等を添付し提出しなければならない。（条例第3条）

- ① 施設の管理に係る事業計画書
- ② 町長等が必要があると認める書類

(3) 選定

ア 選定基準

指定管理者の候補者を選定する場合には、次のような事項の選定基準について留意し、かつ、総合的に判断しなければならない。（条例第4条）

- ① 施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないもの。
- ② 施設の設置目的に即してその管理を効率的かつ効果的に行うことができるもの。
- ③ 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するもの。

なお、選定基準や評価項目の設定に当たっては、これらの項目が「町として、どのような施設の管理運営を求めているのか」を、申請する指定管理者に対して事前

に示す情報となることから、施設の設置目的・達成すべき目標等を十分に検討し、適切に設定すること。

イ 選定組織

指定管理者の候補者の選定にあたっては、別に選定組織を設置し、選定するものとする。

(4) 選定結果

選定結果は、応募者全員に通知するものとする。

(5) 議会の議決

指定管理者の指定にあたっては、次の事項について、議会の議決を経る。(法第 244 条の 2 第 6 項)

- ① 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地
- ② 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地
- ③ 指定の期間

(6) 指定

町長は、指定管理者の候補者の議決があったときは、その候補者を指定管理者に指定し、告示する。(条例第 5 条)

(7) 協定の締結

町は、指定管理者と管理業務の実施にあたり、次の事項について協定を締結する。(条例第 6 条)

- ① 施設の管理に関する事項
- ② 施設の管理に要する費用に関する事項
- ③ 個人情報の保護に関する事項
- ④ 情報の公開に関する事項
- ⑤ 事業報告書に記載すべき事項及び当該報告書に添付する書類
- ⑥ 指定管理者の指定の取消し及び期間を定めた管理業務の全部又は一部の停止に関する事項
- ⑦ その他町長等が特に必要と認める事項

なお、「⑦その他町長等が特に必要と認める事項」では、次のような項目が考えられる。

- ⑧ 自主事業と委託事業の明確な区分
- ⑨ 損害賠償責任の履行の確保に関する事項（保険加入等）（条例第 11 条関係）
- ⑩ 修繕費等の支出について、指定管理者と適切な役割分担
- ⑪ 指定管理者変更に伴う事業の引継ぎに関する事項
- ⑫ 指定期間満了後や指定取消時の原状回復義務（条例第 10 条関係）

4 事業報告・モニタリング等

ア 事業計画書の提出

指定管理者は、指定期間のうち、2年目以降における毎年度の事業計画について、施設設置者と協議したうえで事業計画を確定し、毎年10月末日までに、翌年度の事業計画書を提出しなければならない。

イ 事業報告書の提出（条例第7条）

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項などを記載した事業報告書を町長に提出しなければならない。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 管理業務に要した経費の収支状況
- ④ その他管理の実態を把握するために必要な事項

ウ モニタリングの実施

① 業務遂行の記録、自己評価

指定管理者は、施設の利用状況、料金の収納状況等について、また、苦情やトラブルに対して、その理由及び対応を日報等に記録し、併せて解決策や課題抽出等の自己評価を行う。

基本協定に毎月の運営状況の提出を定めている施設については、毎月の運営状況を利用状況報告書としてまとめ、町長等に提出する。

また、毎年度終了後、町が指定する手法（モニタリングシートは別紙を基本とする。）により自己評価を実施し、町長等に提出する。

② 利用者満足度調査

指定管理者は、自己の責任と費用によって、利用者に対しアンケート調査の実施や意見箱の設置等により、利用者満足度調査を行うものとする。

エ 町（所管課）が行うモニタリング（条例第8条）

① 定期の履行確認

町は、指定管理者が管理する施設への定期的な実地調査等により、業務遂行状況の確認を行うとともに、指定管理者から関係書類の提出を求め、その内容を確認する。

また、毎年度終了後、指定管理者から提出された自己評価及び利用者満足度調査を確認し、町評価を実施する。

② 事業決算の確認

指定管理者から提出された事業報告書に基づき、施設の管理、利用、経理状況（料金収入の実績、指定管理料等の収支状況を含む）について、事業計画からかい離していないか確認する。

③ 随時の履行確認

施設で突発的に発生した問題や利用者からの苦情等を解決するため、また、施設整備の破損や紛失状況等を確認するために、その都度必要に応じて実地調査等により調査を行う。

なお、建物の疲労や劣化については、指定管理者が行う通常の管理運営の中では把握し難く、また、長期にわたり進行した疲労や劣化は大事故の原因となるため、一定の期間を定めて確実に実地調査を行う必要がある。

オ 外部評価の実施

外部評価は、客観性や中立性、専門性を有する第三者による評価を行うもので、指定管理者及び町が行った評価結果並びに利用者満足度調査を基に施設の管理運営状況等について確認・評価を行う。指定期間中に1回行うものとする。

カ 改善の指示等（条例第8条）

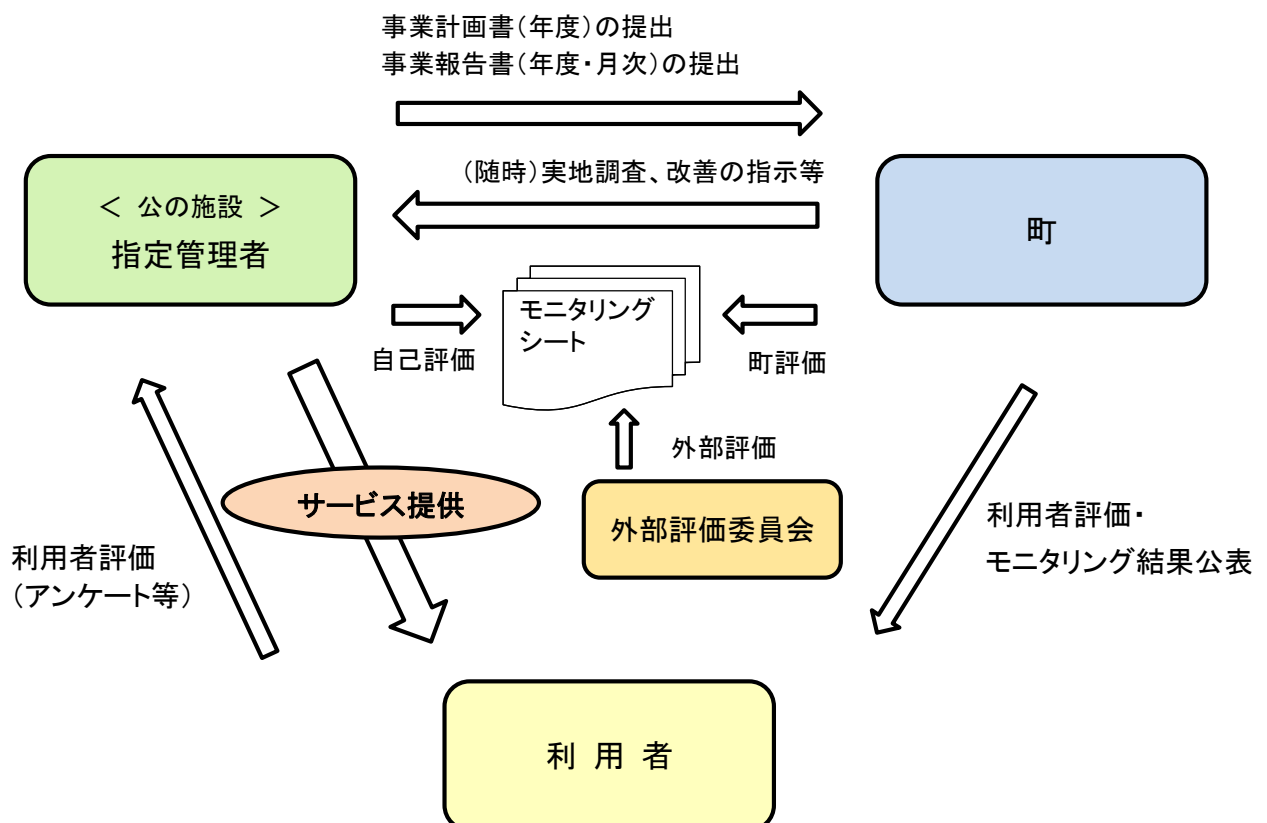
町長等は、モニタリングにおいて、事業の改善が必要と判断した場合は、必要な指示、又は、改善勧告書等により改善措置をとるよう勧告するものとする。

指定管理者は、改善措置を講じた場合には、直ちに、改善報告書等を町長等に提出するとともに、全力で改善に取り組むものとする。

キ 指定の取り消し又は停止（条例第9条）

町長等は、指定管理者が町の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定の取り消し又は業務の停止を命ずることができる。

《 モニタリングの仕組み 》



(参考) 関係法令

● 地方自治法

昭和22年法律第67号

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

● 久御山町指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募しなければならない。ただし、当該施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定施設」という。）の概要
- (2) 申請することができる法人その他の団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第4条に規定する指定管理者の候補者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定管理者に指定しようとする期間
- (8) その他町長等が必要と認める事項

(指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次の各号に掲げる書類を添付した申請書により町長等に申請しなければならない。

- (1) 指定施設の管理に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長等が必要があると認める書類

(候補者の選定)

第4条 町長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすもののうちから最も適当であると認めたものを指定管理者の候補者として選定しなければならない。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないものであること。
- (2) 指定施設の設置の目的に即してその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定)

第5条 町長等は、法第244条の2第6項の規定による議決があったときは、当該議決に係る指定管理者の候補者を指定管理者に指定しなければならない。

- 2 町長等は、前項の規定による指定に指定施設の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 町長等は、第1項の規定による指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第6条 指定管理者は、町長等と指定施設の管理業務に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定施設の管理に関する事項
- (2) 本町が支払うべき指定施設の管理に要する費用に関する事項
- (3) 指定管理者が指定施設の管理により保有することとなる個人情報の保護に関する事項
- (4) 指定管理者が指定施設の管理により保有することとなる情報の公開に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に記載すべき事項及び当該報告書に添付する書類
- (6) 法第244条の2第11項に規定する指定管理者の指定の取消し及び期間を定めた管理業務の全部又は一部の停止に関する事項
- (7) その他町長等が特に必要と認める事項
(事業報告書の提出)

第7条 指定管理者は、法第244条の2第7項の規定による事業報告書を作成し、毎年度終了後60日以内（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して60日以内）に町長等に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 指定施設の利用状況
- (3) 管理業務に要した経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために必要な事項
(業務報告の聴取等)

第8条 町長等は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務又は経理状況に関して定期又は必要に応じて随時に、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による指定施設の管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による指定の取消し又は業務の停止について準用する。

3 第1項の規定による指定の取消し又は業務の停止が指定管理者の責めによる場合においては、町は、当該指定の取消し又は業務の停止により指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、町長等が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する指定施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長等が特別の事情

があると認めるときは、この限りでない。

(秘密を守る義務)

第12条 指定管理者及びその管理業務に従事する者は、指定施設の管理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指定管理者及びその管理業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

● 久御山町指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、久御山町指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年久御山町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の告示等)

第2条 条例第2条本文の規定による公募は、役場の掲示場へ掲示し、及び本町の広報紙、ホームページへの掲載その他周知を図ることができる方法により行うものとする。

(指定の申請)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、久御山町指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。
2 条例第3条第2号に規定する町長等が必要があると認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 申請を行う法人その他の団体が条例第2条第2号の資格を有していることを証する書類
- (2) 申請を行う法人その他の団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類
- (3) その他特に必要があると認める書類

(選定)

第4条 条例第4条の規定による選定の結果は、久御山町指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(指定)

第5条 条例第5条第1項の規定による指定は、久御山町指定管理者指定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(指定の取消し等)

第6条 条例第9条第1項の規定による指定管理者の指定の取消しは久御山町指定管理者指定取消通知書（様式第4号）により、期間を定めた管理の業務の全部又は一部の停止の命令は久御山町指定管理者業務停止命令書（様式第5号）により行うものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

指定管理者運営状況 モニタリングシート

別紙

公の施設名					
施設設置目的					
指定管理者名					
現指定期間	年 月 ～ 年 月				
評価対象年度	令和N-1年度	施設所管課			

1 指定管理者における施設の運営方針

2 施設の利用状況・事業の参加者数

※ 主な指標について記載する。

指 標	令和N-2年度		令和N-1年度		令和 N 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績

3 指定管理業務の収支状況

※ 主な項目について記載する。 (単位:円)

区 分	令和N-2年度 決算	令和N-1年度 決算	令和 N 年度 予算
指定管理料			
自主事業収入			
その他収入			
収入 計	0	0	0
人件費			
光熱水費			
委託料			
備品購入			
その他			
支出 計	0	0	0
事業収支(収入－支出)	0	0	0
使用料収入(町へ納入)			
減免金額			

4 管理運営に関する評価

評価項目	自己評価	特記事項	町評価	特記事項
① 利用許可、案内等利用者に対する公平性の確保に努めているか。また、高齢者や障がい者等、平等な利用について利用者への配慮がされているか。				
② 個人情報の保護に対する体制は適切か。また、情報公開に対する体制は適切か。				
③ 組織体制や配置職員体制は過不足なく適切か。また、人員や有資格者・経験者を適切に配置しているか。				
④ 職員の育成指導や研修を適切に実施しているか。				
⑤ 災害時や傷病人の救助、消防計画・防犯など緊急時の対応は万全か。施設の非常口や避難経路等の利用状態は問題ないか。必要なマニュアルを整備し定期的に訓練を行っているか。				
⑥ 利用者の安全対策等について、適切な対策を講じているか。				
⑦ 事故等発生時には、必要な措置を講じ、速やかに町に報告しているか。				
⑧ 利用者等からの要望・苦情等に対して迅速かつ適切に対応しているか。				
⑨ 協定書に従い、月報・事業報告書等を適切に整備し、町に提出しているか。				
⑩ 町担当部署や関係団体との連絡調整を密に行っているか。				
⑪ 利用者からの料金徴収や現金管理等を適切に行っているか。				

↑ 当該項目の評価が、「A」又は「C」、「D」の場合にその要因等を記載する。

(まとめ評価)

※ 管理運営について、特に注視すべき内容・アピールポイントを記載する。

自己評価	

町評価	

◎ 評価項目に係る評価区分

- A(良好)・・・協定書、仕様書等を遵守し、その水準以上の取組がなされている。
- B(標準)・・・協定書、仕様書等を遵守し、その水準どおりの取組がなされている。
- C(課題あり)・・・協定書、仕様書等を概ね遵守しているが、一部に課題がある。
- D(要改善)・・・協定書、仕様書等を遵守していないため、水準を満たしていない内容である。
- * …… 評価項目非該当

◎ 評価項目に係る特記事項について

当該項目の評価が、「A」又は「C」、「D」の場合にその要因等を記載する。

◎ まとめ評価に係る評価区分

- A(良好)・・・各評価項目の評価が、すべて「B」以上であり、かつ「A」が半数以上。
- B(標準)・・・各評価項目の評価が、項目ひとつを除きすべて「B」以上。「C」はひとつまで。
- C(課題あり)・・・各評価項目のうち、2つ以上「C」が含まれる(「D」は含まれない)。
- D(要改善)・・・各評価項目のうち、1つでも「D」が含まれる。

5 事業実施に関する評価

評価項目	自己評価	特記事項	町評価	特記事項
① 事業計画書に則し、事業を計画どおり実施しているか。				
② 施設の設置目的を理解し、町の特性を取り入れた企画立案となっているか。				
③ 利用者サービスを向上させ、利用者数が増加する魅力ある事業となっているか。				
④ 利用者アンケートの実施等利用者の意見や要望の把握に努め、反映に向けた取組が行えているか。				
⑤ 利用者の増加につながる周知広報等取組が実施できているか。				
⑥ 利用実績の分析を行い、成果指標の利用者数、稼働率等は、前年度実績や目標と比較しても適正な水準にあるか。				

(施設個別評価)

⑦				
⑧				
⑨				

(まとめ評価)

※ 事業実施について、特に注視すべき内容・アピールポイントを記載する。

自己評価	

町評価	

6 施設の維持管理に関する評価

評価項目	自己評価	特記事項	町評価	特記事項
① 施設(建物・設備・備品等)の維持管理は適切に行えているか。				
② 施設を安全に利用するための保守点検を適切に行えているか。				
③ 清掃、衛生管理を適切に行い、施設を清潔に保っているか。				
④ 施設の点検・修繕等の履歴が適切に記録、保管されているか。				
⑤ 省エネルギー、省資源等の環境への配慮がなされた取組をしているか。				
⑥ 経費が縮減されている、または縮減に向けた努力を行っているか。				

(まとめ評価)

※ 施設の維持管理について、特に注視すべき内容・アピールポイントを記載する。

自己評価	

町評価	

7 総合評価

※ 成果や重点的に取り組んだ事項、課題及び今後の対応方針など、特に注視すべき内容・アピールポイントを記載する。また、施設の設置目的や指定管理者の運営方針に対する評価を総合的に記載する。

	自己評価	町評価
サービス向上の取組		
管理運営及び施設の維持管理		
総括		